

問Ⅳ - 3 - (1) -② (代議員制)

代議員制をとる公益社団法人における会費の扱いはどうなりますか。

答

問Ⅳ - 3 - (1) - 1 の答に沿って、会員のうち一定の者（代議員）を社員とする定款の定めをおく公益社団法人においては、会員が支払う会費収入をどのような考え方で公益目的事業財産に組み入れるのかが問題となりえます。この場合において、代議員以外の会員が支払う会費を代議員が支払う会費と分けて考える理由がないことから、代議員が支払う会費と同様に、徴収にあたり目的を定めなければ半分が公益目的事業財産となり、目的を定めればそれに従うということになります（公益法人認定法施行規則第 26 条第 1 号）。